

秋田県公報

目 次

○証紙売りさばき人の指定(三八三・会計管財課)……………	2
○入会林野整備計画の認可(三八四・秋田地域振興局農林部)……………	2
○建築基準法による道路位置の指定(三八五・由利地域振興局建設部)……………	2
公 告	
○条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)……………	3
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	3
教育委員会規則	
○秋田県立高等学校則の一部を改正する規則(二二・高校教育課)……………	4
教育委員会公告	
○秋田県立中学校の生徒募集(高校教育課)……………	4
○秋田県立高等学校の生徒募集(高校教育課)……………	4
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(一四一)……………	7
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四二)……………	8
○政治団体の解散の届出(一四三)……………	9
○政治団体の収支に関する報告書(一四四)……………	9
○公職の候補者の資金管理団体の届出(一四五)……………	10
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一四六)……………	10
人事委員会規則	
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	10
告 示	
秋田県告示第三百七十八号	
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。	
平成二十一年八月二十一日	
秋田県知事 佐 竹 敬 久	

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	全 面 積	指 定 施 業 要 件								
	町 村										
	(大字)										
	字										
男鹿市	船川港仁井山	滝沢	九五	七、六七一	〇・七六七一	〇・七六七一	土砂の崩壊の 防備	伐採種別 (附属明細書 のとおり)	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	立木の伐採の 限度
				帳 実測又は見込 (平方メートル)	実測又は見込 (ヘクタール)	保安林指定面積 (ヘクタール)	指定の目的	主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のもものとす る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成業務)

二 作業を行う地域

秋田市、潟上市、南秋田郡五城目町

三 作業を行う期間

平成二十一年八月一日から平成二十二年三月三十一日まで

秋田県告示第三百八十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業を行う地域

北秋田市

三 作業を行う期間

平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

秋田県告示第三百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の名称

秋田都市計画道路(一・四・二号秋田中央道路、三・二・一号秋田駅八橋線及び三・一・八号秋田駅東中央線)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市山王三丁目、旭北錦町、旭北寺町、大町三丁目、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目、東通仲町、東通一丁目及び東通二丁目の一部
都市計画の案の縦覧場所
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課
(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課
五 都市計画の案の縦覧期間 平成二十一年八月二十一日(金)から同年九月四日(金)まで

秋田県告示第三百八十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第一項の規定により、次のとおり指定事務所登録機関を指定したので、同法第二十六条の三において準用する同法第十条の六第一項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	住 所	事務所の登録等事務を行う事務所の所在地	事務の開始の日	指 定 年 月 日
社団法人秋田県建築士事務所 所協会	秋田県秋田市山王三丁目一番七号 カンビル六階	社団法人秋田県建築士事務所協会 秋田県秋田市山王三丁目一番七号 東カンビル六階	平成二十一年十月一日	平成二十一年八月六日

秋田県告示第三百八十三号

秋田県証紙条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
横手市中央町八番十	横手市中央町八番	

秋田県告示第三百八十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十一条第一項の規定により、八郎潟町夜叉袋入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年八月二十一日

二 号 社団法人横手市観光協会	十二号 横手市ふれあいセンター 一階売店	平成二十一年八月十日
--------------------	-------------------------	------------

秋田県告示第三百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

整備計画の名称	八郎潟町夜叉袋入会林野整備計画	認可の年月日	平成二十一年八月二十一日
---------	-----------------	--------	--------------

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第百六十七条の六の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
 - (一) 業務名
 - 平成二十一年度 公共事業労務費調査業務委託
 - (二) 業務概要
 - 公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 一式
 - (三) 履行期限
 - 平成二十一年十二月二十二日まで
 - (四) 業務場所
 - 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(公共事業労務費調査)を元請として完了させた実績があること。
 - (三) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。
 - (四) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
 - (五) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
 - (六) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 設計図書等を示す場所等
 - (一) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

申請者の住所及び氏名 由利本荘市中梵天七十八番地一 株式会社吉田建設 代表取締役 吉田義次	道路の位置の指定箇所 由利本荘市土谷字前田五番三十四	道路の延長 三十二・〇五メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成二十一年八月七日
--	-------------------------------	---------------------	-------------------	---------------------

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班
(電話〇一八八六〇一四一九)

(二) 交付方法
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年八月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成二十一年九月一日(火)午後一時三十分
秋田県庁 七階 七十一会議室

五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。)第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、財務規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

六 その他

六 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 入札の無効
財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(二) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

(五) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入

<ul style="list-style-type: none"> (一) 入札に付する事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成二十一年度 公共事業労務費調査業務委託 (二) 業務概要 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 一式 (三) 履行期限 <ul style="list-style-type: none"> 平成二十一年十二月二十二日まで (四) 業務場所 <ul style="list-style-type: none"> 別途指定する場所 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。 (二) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(公共事業労務費調査)を元請として完了させた実績があること。 (三) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。 (四) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。 (五) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。 (六) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 入札の方法 <ul style="list-style-type: none"> 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 (二) 落札者の決定方法 <ul style="list-style-type: none"> 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。 (四) 契約書作成の要否 要 (五) 提出書類等 <ul style="list-style-type: none"> 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入 	<ul style="list-style-type: none"> 一 退任理事の住所及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> 山本郡三種町下岩川字小町川向二十九番地三 近藤 範夫 字中野八十九番地 板倉 英司 字外ノ沢八十番地三 佐藤 勝雄 字十二林十八番地 近藤 薫 字長面百七番地 近藤 勝久 七十五番地一 近藤 修一 字不動田十番地 石井 幸一 字達子四十六番地 近藤 勝也 字達子野八十九番地 北林 正幸 字増沢十五番地 北林 光男 二 就任理事の住所及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> 山本郡三種町下岩川字外ノ沢八十番地三 佐藤 勝雄 字中野八十九番地 板倉 英司 字小町川向二十九番地三 近藤 範夫 字長面百七番地 近藤 勝久 字不動田十番地 石井 幸一 字谷地ノ沢山根十二番地二 後藤 一 字達子百五十番地 三村 一則 字達子野八十九番地 北林 正幸 字増沢十五番地 北林 光男 三 退任監事の住所及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> 山本郡三種町下岩川字宮ノ目五十四番地 板倉 礼一
--	--	---	---	---

教育委員会規則

山本郡三種町下岩川字谷地ノ沢山根十三番地 池内日出男
就任監事の住所及び氏名
山本郡三種町下岩川字宮ノ目五十四番地 板倉 礼一
字十二林十八番地 近藤 薫
字中谷地百十一番地二 三村 勇一

秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布す。
平成二十一年八月二十一日
秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則
秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表(一)の表秋田県立能代北高等学校の項中「三六〇」を「三二〇」に、「一〇五」を「一一〇」に改め、同表秋田県立大曲高等学校の項中「六〇〇」を「五六〇」に改め、同表秋田県立湯沢北高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立鷹巣農林高等学校の項中「四〇〇」を「八〇〇」に、「八〇〇」を「四〇〇」に改め、同表秋田県立矢島高等学校の項中「二六五」を「二四〇」に改め、同表秋田県立羽後高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立湯沢商工高等学校の項中「一一〇」を「一〇五」に、「二二〇」を「二二〇」に改め、同表秋田県立雄勝高等学校の項中「三二五」を「二九〇」に改め、同表秋田県立平成高等学校の項中「二二〇」を「二七五」に改め、同表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中「二四〇」を「二八〇」に、「三六〇」を「三三〇」に改め、別表(二)の表秋田県立横手高等学校の項中「二四〇」を「二八〇」に改め、同表秋田県立湯沢北高等学校の項中「八〇〇」を「四〇〇」に改める。

教育委員会公告

平成二十二年度に秋田県立中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)第八条の規定により、公告する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

- 一 入学願書の提出期日及び提出先
(一) 提出期日 平成二十一年十二月一日(火)から同月四日(金)まで
(二) 提出先 志願先中学校長とする。
二 検査期日 平成二十二年一月八日(金)
三 出願資格
秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有し、平成二十二年三月三十一日までに小学校を卒業見込みの者。
四 募集定員
秋田県立大館国際情報学院中学校 八〇名
秋田県立横手清陵学院中学校 八〇名
五 選抜結果の通知 平成二十二年一月十五日(金)
六 その他
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「平成二十二年度秋田県立中学校入学者選抜要項」によるものとする。
平成二十二年度秋田県立中学校入学者選抜要項
秋田県教育委員会

- 一 出願資格
秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有し、平成二十二年三月三十一日までに小学校を卒業見込みの者。
二 募集定員
秋田県立大館国際情報学院中学校 八〇名
秋田県立横手清陵学院中学校 八〇名
三 出願方法
入学願書を、志願先中学校長に提出する。
四 出願手続き
(一) 入学志願者は、入学願書を在学する小学校長を経て志願先中学校長に提出する。
(二) 小学校長は、受検者名簿を所定の期間内に志願先中学校長に提出する。
(三) 秋田県立大館国際情報学院中学校並びに秋田県立横手清陵学院中学校は、前記(一)、(二)の書類を受理したときは受検票を交付する。
五 出願等の期日
(一) 入学願書の提出期間
平成二十一年十二月一日(火)から同月四日(金)正午まで
(二) 志願者数の公表
平成二十一年十二月七日(月)

- (三) 小学校長からの報告書の提出期間
平成二十二年一月四日(月)から同月五日(火)まで
六 適性検査、作文及び面接の実施
(一) 国語、算数、理科、社会の教科横断的な課題の適性検査を行う。
(二) 作文を課す。
(三) 作文終了後、個人及び集団面接を行う。
七 適性検査、作文及び面接の実施会場
秋田県立大館国際情報学院中学校、秋田県立横手清陵学院中学校とする。
八 適性検査・作文及び面接の日程
平成二十二年一月八日(金)

Table with 3 columns: 第一時, 第二時, 第三時. Rows: 時間, 適性検査, 作文, 昼食, 面接.

- 九 選抜結果の通知
平成二十二年一月十五日(金)に本人に通知する。また、在学する小学校長にも通知する。
十 その他
その他の事項については、「平成二十二年度秋田県立中学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

平成二十二年度に秋田県立高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)第七条第二項の規定により、公告する。
平成二十一年八月二十一日
秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

- 全日制の課程及び定時制の課程
一 選抜の種類
前期選抜、一般選抜、後期選抜を設定する。各高等学校は、一般選抜を必ず行い、これに前期選抜又は後期選抜、若しくはその両方を実施する。
二 入学願書の提出期間及び提出先
(一) 提出期間
(1) 前期選抜 平成二十二年一月十八日(月)から同月二十日(水)まで

- 六 募集する学校名、学科名及び人員
- (一) 全日制の課程
- (1) 一般選抜 平成二十二年二月十五日(月) から同月十七日(水)まで
- (2) 後期選抜 平成二十二年三月十六日(火) から同月十八日(木)まで
- (3) 提出先 各志願先高等学校長
- 三 入学検定料 全日制の課程にあつては二、二〇〇円、定時制の課程にあつては九五〇円
- 四 入学志願者検査日
- (一) 前期選抜(面接等) 平成二十二年二月二日(火)
- (二) 一般選抜(学力検査等) 平成二十二年三月五日(金)
- (1) 全日制の課程の実施教科 五教科(国語、社会、数学、理科及び英語)
- (2) 定時制の課程の実施教科 三教科(国語、数学及び英語)
- (三) 後期選抜(面接等) 平成二十二年三月二十三日(火)
- 五 出願資格
- (一) 前期選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしている者。県外居住者も出願できる。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、高等学校が示す「出願の条件」を満たしている者。県外居住者も出願できる。
- (二) 一般選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していない者。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜で合格していない者。県外居住者も出願できる。
- (三) 後期選抜
- (1) 全日制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜、一般選抜で合格していない者。
- (2) 定時制の課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十二年三月に卒業する見込みの者又は卒業した者で、前期選抜、一般選抜で合格していない者。県外居住者も出願できる。

学校名	学科名	募集人員
花輪高等学校	普通科	男女一六〇名
十和田高等学校	普通科	男女一二〇名
小坂高等学校	普通科	男女三五名
大館鳳鳴高等学校	環境技術科	男女七〇名
	普通科	男女二七五名
大館桂高等学校	普通科	女一二〇名
大館高等学校	普通科	男女一二〇名
	生活科学科	男女三五名
大館工業高等学校	電気科	男女七〇名
	機械科	男女三五名
大館国際情報学院高等学校	普通科	男女一二〇名
	国際情報科	男女八〇名
鷹巣農林高等学校	生物資源科	男女四〇名
	緑地環境科	男女四〇名
鷹巣高等学校	普通科	男女一二〇名
米内沢高等学校	普通科	男女八〇名
二ツ井高等学校	普通科	男女八〇名

学校名	学科名	募集人員
能代高等学校	普通科	男女一三五名
能代北高等学校	普通科	女一二〇名
	英語科	男女三五名
能代工業高等学校	電気科	男女三五名
	建築・木材科	男女三五名
能代西高等学校	都市工学科	男女三五名
	理工数工学科	男女三五名
五城目高等学校	総合学科	男女一〇五名
男鹿海洋高等学校	普通科	男女一二〇名
	海洋環境科	男女七〇名
男鹿工業高等学校	普通科	男女四〇名
	電気電子科	男女四〇名
秋田西高等学校	普通科	男女二〇〇名
環境土木科	生物資源科	男女四〇名
設備システム科	機械科	男女四〇名
海洋科学科	海洋科学科	男女三五名
環境土木科	環境土木科	男女四〇名

	由利高等学校			本荘高等学校	秋田工業高等学校					新屋高等学校	秋田中央高等学校	秋田南高等学校		秋田北高等学校	秋田高等学校		金足農業高等学校		
機械科	国際科	理数科	普通科	普通科	工業化学科	建築科	土木科	電気科	機械科	普通科	普通科	英語科	普通科	普通科	理科	普通科	生活科学科	造園緑地科	食品流通科
男女 四〇名	男女 一九〇名			男女 二四〇名	男女 一二〇名			男女 一二〇名		男女 二〇〇名	男女 二四〇名	男女 三五名	男女 二八〇名	男女 二四〇名	男女 三一五名		男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名

角館南高等学校	角館高等学校	大曲工業高等学校			大曲高等学校			大曲農業太田分校	大曲農業高等学校		西仙北高等学校	仁賀保高等学校		西目高等学校	矢島高等学校	由利工業高等学校				
普通科	普通科	土木・建築科	電気科	機械科	商業科	英語科	普通科	普通科	生活科学科	生物工学科	農業科学科	普通科	情報メディア科	普通科	総合学科	普通科	建築科	環境システム科	電気科	
男女 一〇五名	男女 二〇〇名	男女 三五名	男女 七〇名	男女 三五名	男女 四〇名	男女 三五名	男女 一六〇名	男女 三五名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 一二〇名	男女 一〇五名	男女 三五名	男女 一二〇名	男女 一六〇名	男女 八〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名	男女 四〇名

羽後高等学校	湯沢商工高等学校			湯沢北高等学校	湯沢稲川分校	湯沢高等学校		増田高等学校		雄物川高等学校	平成高等学校	横手清陵学院高等学校		横手城南高等学校	横手高等学校		六郷高等学校		
普通科	電子機械科	情報処理科	商業科	普通科	普通科	理科	普通科	農業科学科	総合学科	普通科	総合ビジネス科	普通科	総合技術科	普通科	理科	普通科	福祉科	普通科	
男女 一〇五名	男女 七〇名	男女 三五名	男女 三五名	男女 一〇五名	男女 三五名	男女 一三五名		男女 四〇名	男女 一二〇名	男女 一二〇名	男女 三五名	男女 八〇名	男女 八〇名	男女 一二〇名	男女 二〇〇名	男女 二七五名		男女 一四〇名	

雄勝高等学校 普通科 男女 八〇名

(注) 能代工業高等学校の建築・木材科の募集人員三五名は、建築コース十八名と木材技術コース十七名に分けて募集する。
(二) 定時制の課程

学校名	学科名	募集人員
大館高等学校	普通科	男女 四〇名
能代工業高等学校	普通科	男女 四〇名
秋田明德館高等学校	普通科(Ⅰ部)	男女 八〇名
	普通科(Ⅱ部)	男女 四〇名
	普通科(Ⅲ部)	男女 四〇名
本荘高等学校	普通科	男女 四〇名
角館高等学校	普通科	男女 四〇名
横手高等学校	普通科(Ⅰ部)	男女 四〇名
	普通科(Ⅱ部)	男女 四〇名

(注) 秋田明德館高等学校及び横手高等学校定時制課程は単位制による課程であり、秋田明德館高等学校の普通科(Ⅰ部)は午前の部、普通科(Ⅱ部)は午後の部、普通科(Ⅲ部)は夜間の部である。また、横手高等学校定時制課程の普通科(Ⅰ部)は昼

一 その他の政治団体
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤原与一後援会	大関新一	斉藤円辰	湯沢市駒形町字三又高村百三十二	平成二十一年七月一日
本間利博後援会	本間孝一郎	本間慶一郎	横手市金沢中野字十二姓五十八	平成二十一年七月六日

間の部、普通科(Ⅱ部)は夜間の部である。
(三) くくり募集を行う学校名、課程及び学科名

学校名	課程	学 科 名
大館鳳鳴高等学校	全日制	普通科及び理数科
大館高等学校	全日制	普通科及び生活科学科
能代高等学校	全日制	普通科及び理数科
能代北高等学校	全日制	普通科及び英語科
秋田高等学校	全日制	普通科及び理数科
秋田工業高等学校	全日制	機械科及び電気科 土木科及び建築科及び工業化学科
由利高等学校	全日制	普通科及び理数科及び国際科
六郷高等学校	全日制	普通科及び福祉科
横手高等学校	全日制	普通科及び理数科
湯沢高等学校	全日制	普通科及び理数科

七 合格者の発表
(一) 前期選抜 平成二十二年二月九日(火)
(二) 一般選抜 平成二十二年三月十二日(金)
(三) 後期選抜 平成二十二年三月二十五日(木)

選挙管理委員会告示

通信制の課程
一 募集学校 秋田明德館高等学校
二 募集人員 男女約三〇〇名
三 入学願書の提出期日及び提出先
(一) 提出期日 平成二十二年三月一日(月)から同月八日(月)までと、同月十七日(水)から同月二十六日(金)まで。
(二) 提出先 秋田市中通二丁目一番五十一号 秋田県立秋田明德館高等学校長
四 面接実施日 平成二十二年三月一日(月)から同月八日(月)までに出願した者にあつては同月十日(水)に、また、同月十七日(水)から同月二十六日(金)までに出願した者にあつては同月三十日(火)に面接を実施する。
五 合格者の発表 平成二十二年三月一日(月)から同月八日(月)までに出願した者にあつては同月十二日(金)に、また、同月十七日(水)から同月二十六日(金)までに出願した者にあつては四月一日(木)に発表する。
その他
入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、別に定める「平成二十二年秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるものとする。

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
平成二十一年八月二十一日

秋田県告示第四百四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成二十一年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年八月二十一日

秋選管告示第四百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十一年七月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

堀川喜久雄後援会	堀川 喜久雄	由利本荘市葛岡字沢口三十二	平成二十一年七月十六日
すずきこう後援会	寿松木 太一	横手市大雄字田根森四十一—四	平成二十一年七月二十四日
	寿松木 由喜子		
	岡部 和春		

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
国民新党秋田県支部	藤原 正三	加藤 正義	平成二十一年七月十日
自由民主党鷹巣支部	佐藤 正孝	津谷 永光	平成二十一年七月二十一日
	間渕 利夫	富田 四朗	
政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
すずき陽悦後援会	小林 昶	岸部 有三	平成二十一年七月一日
秋田県農協政治連盟秋田みなみ支部	進藤 勇太郎	加藤 保廣	平成二十一年七月二日
秋田県農協政治連盟鷹巣町支部	佐藤 吉美	寺田 満廣	平成二十一年七月二日
秋田県ビルメンテナンステナンス政治連盟	土田 整	加藤 寛	平成二十一年七月六日
西本あつし後援会	加賀谷 清	阿部 義一	平成二十一年七月六日
	由利本荘市矢島町城内字築館三十一	横手市平鹿町浅舞字小泉三百三十	平成二十一年七月六日

石川ひとみと共に歩む会	政治団体の名称	石川ひとみと共に歩む会	石川ひとみとみを育てる会	平成二十一年七月十日
堀内和夫後援会	代表者	茂木正美	堀内和夫	平成二十一年七月十三日
ささき清勝後援会	主たる事務所の所在地	にかほ市平沢字坪貝二番地二	にかほ市畑字福田五十一番地	平成二十一年七月十五日
秋田県農協政治連盟かつの支部	代表者	田中專一	山本喜三	平成二十一年七月十六日
秋田県農協政治連盟あきた北支支部	代表者	川又久孝	児玉忠幸	平成二十一年七月二十三日
税理士による二田孝治後援会	主たる事務所の所在地	秋田市檜山南中町六番四号	秋田市牛島東三丁目三番十九号	平成二十一年七月二十四日
石川れんじろう後援会	代表者	沓澤周悦	齋藤典男	平成二十一年七月二十七日
	代表者	宇佐見康伸	後藤鐵男	
	代表者	藤原正三	加藤正義	

秋選管告示第四百十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年七月一日から同月三十一日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
土橋吉晴後援会	佐藤友幸	平成二十一年七月十四日	平成二十一年七月二十七日
阿部信孝後援会	阿部信孝	平成二十一年七月三十一日	平成二十一年七月三十一日

秋選管告示第四百十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十一年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一 Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 Ⅱ 報告書の要旨 Ⅲ 収入及び支出のある団体 (1) その他の政治団体 政治団体の名称 土橋吉晴後援会 (平成21年分) 報告年月日 平成21年7月27日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 1,699円 前年からの繰越額 0円 本年の収入額 0円	(イ) 支出総額 1,699円 ア 支出の内訳 (ア) 支出の内訳 政治活動費 1,699円 機関紙誌の発行その他の事業費 1,699円 機関紙誌の発行事業費 1,699円 合 計 1,699円 政治団体の名称 阿部信孝後援会 (平成21年分) 報告年月日 平成21年7月31日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 13,740円	前年からの繰越額 13,740円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円
---	--	--

藤原与一	湯沢市議会議員	藤原与一後援会	湯沢市駒形町字三又高村百三十二	大関新一	平成二十一年七月一日
------	---------	---------	-----------------	------	------------

秋選管告示第百四十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名	称	代表者氏名	届出年月日
阿部信孝	横手市議会議員	阿部信孝後援会	横手市柳田字持田六十七番地	阿部信孝	平成二十一年七月三十一日

人事委員会規則

人事委員会規則一〇一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年八月二十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏
 人事委員会規則一〇一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
 規則一〇一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
 別表第一能代市本庁の項中、「分室長」を削り、「教育次長、

主管」を「部長、次長」に改め、同表大館市本庁の項中「所長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、同表大館市出先機関の項中「学校給食センター」所長」を削る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubar@matubarainst.co.jp
 印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)